

行動指針と感染予防マニュアル

【休業要請に対する対応】

5月4日、緊急事態宣言の延長が発表されました。休業要請に関して、「身体機能の改善・維持を目的とする施設」特に医療系国家資格者が行う場合は対象除外となっております。
COVID-19 感染による健康被害と共に、「自粛による健康被害」も問題となってきています。
Physio 整体院では、感染予防に十分配慮した上で縮小営業をして参ります。

【営業継続にあたっての我々の使命】

感染リスクに対して十分配慮をした上で、活動自粛によって引き起こされる身体機能低下や病状進行、体力低下など、体調不良に対して体調維持・向上を目的に施術または運動指導を行う。

【抑制施策について】

1. 施術者（Physio 整体院院長、施設利用施術者）
 - 毎朝の検温を行う。
 - 入館時とクライアントの入れ替え時に手洗い・うがいと手の消毒を行う。
 - 施術中はマスクを着用する。
2. クライアント
 - 入館時に手洗い・手の消毒を行う。
 - 来院時はマスクを着用する（忘れた場合は、提供する）
 - 施術は1対1のみとし、保護者同伴は禁止する。

【清掃について】

- 営業中は窓を開放し、換気をしながら「次亜塩素酸水」を施設内に噴霧し続ける。
- 人が触れたものの全てに対して、都度「次亜塩素酸水」による除菌消毒を実施する。
(ベッド、枕、マット、肋木、ドアノブ、トイレなど)
- 1セッションごとに霧吹きで「次亜塩素酸水」による空間除菌を行う。

※クライアントまたは周囲で感染が発覚した場合

速やかに Physio 整体院までご連絡ください。直ちに、2週間内にご来院された方全てに、ご連絡と休業、除菌対応をとらせて頂きます。

連絡先：090-5434-5769